

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和8年2月24日	廣田敏幸	本社営業所	事業停止(27日間)、文書警告	道路運送法27条第3項	令和7年3月27日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。17件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反(運輸規則第7条の2第3項)、(3)勤務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項～第3項)、(6)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)点呼状況の録音及び録画記録又は録音及び録画の記録保存違反(運輸規則第24条第6項)、(8)点呼状況の録音及び録画記録事項義務違反(輸規則第24条第6項)、(9)アルコール検査状況の写真記録又は記録の保存違反(運輸規則第24条第7項)、(10)業務の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(11)運行指示書の記載事項等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(12)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(13)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(14)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(15)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(16)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(17)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	65	65	65	40
	長崎県西彼杵郡時津町浦郷277-13	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷517-18、517-29							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和8年2月25日	株式会社昴交通(法人番号8290801020986) 代表者瀬戸 正太	本社営業所	文書警告	道路運送法27条第3項	令和7年10月29日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違反(運輸規則第38条第1項)	5	5	5	2
	福岡県糟屋郡久山町大字山田1122-1	福岡県糟屋郡久山町大字山田1122-1							